

令和 8 年度の施策の実施計画

1 母子歯科保健従事者研修事業（委託）

対象：妊婦

目的：市町村における妊婦を対象とした歯科口腔保健施策の充実を図る。

内容：市町村の母子保健担当者を対象に、妊婦特有の歯科口腔保健の課題のほか、乳幼児期における口腔機能の獲得や食育に関する研修会の開催

計画：1 回開催

2 一時保護児歯科保健指導事業（委託）

対象：乳幼児期（うち 3～6 歳）・少年期（うち 7～17 歳）

目的：う蝕罹患リスクの高い若年層の県民にブラッシング指導を実施することにより、県民の歯科口腔保健の向上を図る。

内容：県中央こども家庭相談センターの一時保護所に入所中の児童を対象に、ブラッシング指導を中心とした歯科口腔保健指導を実施

計画：6 回実施

3 学校歯科保健関係者検討会（委託）

対象：少年期（7～18 歳）

目的：各学校で行われている学校歯科保健活動について、県内歯科保健医療関係者と教育関係者が組織的に現状と課題に係る認識を共有し、取組方策について共に検討し結果を各組織にフィードバックすることで学校歯科保健の向上を図る。

内容：歯科保健医療関係者と教育関係者による検討会の開催

計画：2 回開催

4 歯科受診勧奨推進事業（委託：奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センター）

対象：壮年期（40～64 歳）・高齢期（うち 65～74 歳）

目的：口腔機能に問題があることが想定される者を早期に発見し、治療につなげることで口腔機能を維持・向上させ、生活習慣病のリスクを低減させる。

内容：特定健康診査の質問票で「食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか」という質問項目に対し「歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある」又は「ほとんどかめない」と回答した者で、かつ、特定健康診査受診年月日から遡って 13 ヶ月間歯科医療機関未受診の者に歯科医療機関への受診勧奨通知を送付。また、受診勧奨を実施しても未受診者である者に再勧奨通知を送付。

5 口腔機能低下症予防推進事業（委託）

対象：高齢期（65歳以上）

目的：高齢者の口腔機能低下を予防し、介護予防を推進する。

内容：各地域における高齢者の通いの場等に赴き、口腔機能低下症の前段階であるオーラルフレイルを予防するための教室を開催

計画：8回開催

6 健康づくり推進費補助金の交付（補助先：奈良県歯科医師会）

対象：全世代

目的：県及び市町村が実施する健康増進事業、特定健康診査等保健事業、母子保健事業、その他地域保健に関する事業を円滑に運営するため、団体が実施する、健康づくりの推進に関する事業に対して、その公益性に鑑み予算の範囲内において補助金を交付する。

内容：補助金の交付

7 心身障害者歯科衛生診療所運営事業（指定管理者：一般社団法人奈良県歯科医師会）

対象：障害のある人

目的：一般の歯科診療所で治療困難な心身障害者（児）に対して、歯科診療及び相談を行うための心身障害者歯科衛生診療所を運営することにより、心身障害者の福祉の増進を図る。

内容：一般の歯科診療所で治療困難な心身障害者（児）に対して、歯科診療及び相談を行う心身障害者歯科衛生診療所を指定管理委託により運営。奈良県社会福祉総合センター内の歯科衛生診療所において、月曜日、水曜日、木曜日、金曜日及び日曜日（隔週）を診療日として、概ね年間212日の診療を行う。歯科診療（静脈内鎮静法による治療及び全身麻酔による治療を含む）及び相談を実施

指定期間：5年間（令和8年度～令和12年度）

8 心身障害者歯科衛生診療所設備整備事業（障害福祉課）

対象：障害のある人

目的：奈良県心身障害者歯科衛生診療所における効果的・効率的な治療の実施と、利用者へのサービス向上につなげるとともに、歯科医師等の心身障害者（児）への歯科診療技術の向上を図る。

内容：心身障害者歯科衛生診療所の歯科診療機器等を整備・更新。

9 在宅歯科医療連携室運営事業（委託）

対象：障害のある人、介護が必要な高齢者

目的：在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口（在宅歯科医療連携室）を設置することにより、在宅歯科医療を受ける者や家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構

築する。さらに口腔機能シミュレーターを活用した介護サービス事業所等への出張説明会や個別研修を実施することにより、口腔保健の重要性の普及啓発や他職種連携の促進を図る。

内容：・在宅歯科医療・口腔ケア指導希望者に対する訪問診療が可能な歯科診療所の紹介
・訪問診療を行う歯科医師等への在宅歯科医療機器の貸出
・介護サービス事業所等と連携し、ケアプラン策定等の調整
・口腔機能シミュレーターを活用した介護サービス事業所等への出張説明会や個別研修

1 0 高齢者障害者入所施設職員歯科口腔保健研修事業（委託）

目的：県内の要介護高齢者あるいは障害者の入所施設において、利用者の歯科口腔保健の推進を図る。

内容：施設職員を対象に、口腔の管理に関する知識や技術の習得の充実を目的とした研修の実施

計画：14 施設で実施

1 1 糖尿病歯周病医科歯科連携推進事業（委託）

目的：糖尿病と歯周病の医科歯科間の患者紹介を推進することにより、県民の糖尿病重症化予防及び歯科口腔保健の向上を目指す。

内容：モデル歯科及び医科医療機関を設定し試行的に患者紹介を実施し、その過程で判明した連携にあたって考慮すべき知見を整理して解決策を検討する。

計画：モデル歯科及び医科医療機関 15 施設設定
事例検討会の実施

1 2 歯科医師認知症対応力向上研修（委託）

目的：歯科医師の認知症対応力を向上し、認知症の早期診断・治療・支援につなげるとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理指導や服薬指導ができるようにする。

内容：歯科医師を対象とした研修の実施

計画：1 回開催

1 3 がん患者に対する口腔ケア対策支援事業（委託）

目的：がん患者が安心してがん治療中に口腔ケアや歯科治療を受けられるように、歯科医療従事者の質の向上や医科歯科連携の促進を図る。

内容：がん治療に携わる医療従事者の資質向上講習（スキルアップ研修会）、がん診療連携拠点病院等のがん治療に携わる医師、看護師等の医療従事者と地域の歯科医師とのがん患者の口腔健康管理に関する連絡会の実施

計画：① がん治療に携わる医療従事者の資質向上講習（スキルアップ研修会）の実施
② がん診療連携拠点病院等のがん治療に携わる医師、看護師等の医療従事者と

地域の歯科医師とのがん患者医科歯科連携マニュアル改定に向けたがん患者の口腔健康管理に関する連絡会の実施

③ がん患者医科歯科連携マニュアルの改定

1 4 奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会（健康推進課）

目的：歯科口腔保健に関する重要事項についての審議

根拠：奈良県附属機関に関する条例、奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則

計画：1回開催

1 5 市町村歯科口腔保健強化事業（各保健所）

目的：市町村等の歯科口腔保健推進の取組強化を図り、歯科口腔保健に係る人材を育成する

内容：市町村を対象とした地域歯科口腔保健推進

- ① 管内住民の歯科口腔保健状況のアセスメントに関する支援
- ② 市町村歯科口腔保健事業の企画立案に関する支援
- ③ 歯科口腔保健推進会議
- ④ 管内歯科衛生士の情報交換会
- ⑤ 市町村歯科口腔保健事業人材確保のための講習会

1 6 口腔保健支援センター運営事業（健康推進課）

目的：なら歯と口腔の健康づくり条例（平成25年3月奈良県条例第73号）第8条に定める歯と口腔の健康づくりに関する計画の推進のため、計画の進捗管理、市町村支援等を行う。

内容：健康推進課内に、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される口腔保健支援センターを設置し運営する。

計画：歯科衛生士（会計年度任用職員）を1名配置

1 7 災害時歯科保健研修事業（委託）

目的：大規模災害時における歯科医療の確保、避難所等における口腔衛生管理の対応等を迅速に行うため、県内歯科保健医療関係者に災害時対応について共有し、人材育成等の体制整備に努める

内容：災害時歯科保健医療体制の確保に関する研修会の開催

計画：1回開催

1 8 歯科衛生士養成所設備整備事業（補助先：奈良県歯科医師会）

目的：医療法に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画に定める医療従事者等の確保の充実等を図ることを目的として、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律により県が策定した計画に基づき、歯科衛生士養成所設備整備事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助先：一般社団法人奈良県歯科医師会

内容：奈良歯科衛生士専門学校の学生実習用医療機器（実習用チェア）の更新に係る経費を補助

19 **新** 歯科保健医療人材確保検討事業（健康推進課）

目的：歯科保健医療に従事する専門職種を確保するための取組を今後実施するにあたり、どのような取組を行うのが効果的か、有識者等へのヒアリング・調査を実施する。

計画：歯科保健医療に係る人材確保に係る有識者等へのヒアリング
歯科保健医療従事者の復職支援事業を実施する大学へのヒアリング
人材確保事業を実施する自治体へのヒアリング
学校歯科保健従事者について県内小中学校養護教諭を対象としたアンケート調査の実施